

証券コード 9827

発信日 2026年3月12日

電子提供措置の開始日 2026年3月5日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿7丁目5番20号

リリカラ株式会社

代表取締役社長執行役員 山田俊之

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を除き電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のいずれかのURLにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9827/teiiji/>



【当社ウェブサイト】

<https://www.lilycolor.co.jp/>



(当社ウェブサイトよりご確認ください場合、メニューより「会社情報」「IR情報」「IR資料室」「株主総会関係」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「リリカラ」または「コード」に当社証券コード「9827」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、その場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年3月26日（木曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区市谷八幡町8番地 T K P市ヶ谷ビル
T K P市ヶ谷カンファレンスセンター 4階 ホール4 A
3. 会議の目的事項
報告事項 第85期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告
および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎なお、本招集ご通知または電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な使命と考え、経営体質の強化および将来の事業展開に必要な内部留保の確保と経営成績に応じた配当を実施してまいりたいと考えております。

また、2024年度を初年度とした中期経営計画「Beyond-120」において、配当性向40%以上、DOE(株主資本配当率)5%以上を配当指標として定めており、配当については1株あたり年間36円以上の安定的な配当を実施することを配当方針としております。

第85期の期末配当につきましては、上記の方針に基づき、財務状況や業績等を総合的に勘案したうえで、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金36円	総額	443,410,056円
-----------------	----	--------------

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年3月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役会議事録を、電磁的記録をもって作成することを可能とすること等を目的として、取締役会議事録の作成方法等について定める現行定款第4章第28条（取締役会議事録）に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所です。）

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 (取締役会議事録) 第 2 8 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役が記名押印する。	第 4 章 取締役および取締役会 (取締役会議事録) 第 2 8 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載 <u>または記録し</u> 、出席した取締役が署名 <u>もしくは</u> 記名押印 <u>または電子署名を行う</u> 。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名が任期満了となります。つきましては、取締役会における意思決定の機動性を高めるため、取締役の員数を1名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	おか だ たく や 岡 田 卓 哉 (1975年10月4日生)	1999年4月 株式会社パルス(現株式会社フランフラン)入社 2007年6月 株式会社ティーケーピー入社 2012年4月 同社執行役員 2021年6月 同社上級執行役員 2023年6月 同社常務執行役員営業担当 2024年9月 当社取締役 2025年3月 当社取締役副社長執行役員マーケティング本部担当 2025年10月 当社取締役副社長執行役員インテリア営業本部担当(現任) (重要な兼職の状況) なし (取締役候補者としての選任理由) 株式会社ティーケーピーにおいて営業部門を長年牽引し、事業拡大および組織運営において豊富な実績を有しております。当社においても、営業戦略の強化および事業基盤の拡充に寄与しており、当社の経営の継続性および実効性の確保に資するものと判断しております。また、人格・見識ともに優れていることから、引き続き取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。	5,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
2	すえ まつ ひろ き 末 松 博 貴 (1971年7月3日生)	<p>1995年11月 当社入社 2017年9月 インテリア営業本部首都圏営業1部長代理 2018年1月 執行役員インテリア営業本部長 2020年3月 取締役執行役員インテリア営業本部担当兼 インテリア営業本部長 2021年3月 執行役員インテリア営業本部長 2022年2月 常務執行役員インテリア営業本部長 2022年6月 常務執行役員インテリア営業本部長 兼マーケティング本部長 2023年1月 専務執行役員インテリア事業統括兼インテ リア営業本部長兼マーケティング本部長 2023年3月 代表取締役社長執行役員インテリア事業統括 2023年6月 代表取締役社長執行役員インテリア事業部長 2023年7月 取締役副社長執行役員インテリア事業部長 (現任) (重要な兼職の状況) なし</p> <p>(取締役候補者としての選任理由) 当社のインテリア事業部長として事業運営を統括し、営業戦略の推 進および収益基盤の強化に取り組むなど、その役割・責務を実効的 に果たしております。これらの実績および豊富な業務経験に加え、 人格・見識ともに優れていることから、引き続き取締役として職務 を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	9,600株
3	ひら やま まさ や 平 山 雅 也 (1961年10月5日生)	<p>1985年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀 行) 入行 2011年10月 インドネシア三井住友銀行社長 2017年7月 日本電産株式会社(現ニデック株式会社) 入社 グループ会社管理部長 2023年4月 ニデックアドバンスドモータ株式会社 専務執行役員 2023年10月 当社専務執行役員コーポレート本部長 2024年3月 当社取締役専務執行役員コーポレート本部 長(現任) (重要な兼職の状況) なし</p> <p>(取締役候補者としての選任理由) 当社のコーポレート本部長として財務・経理、総務・人事、法務等 の管理部門を統括し、経営基盤の強化およびガバナンス体制の充実 に取り組むなど、その役割・責務を実効的に果たしております。こ れらの実績および豊富な経験に加え、人格・見識ともに優れている ことから、引き続き取締役として職務を適切に遂行できるものと判 断しております。</p>	8,500株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
4 ※	はら しん 原 伸 (1969年6月26日生)	1992年4月 当社入社 2013年1月 オフィスソリューション第1営業部長 2018年1月 執行役員オフィスソリューション営業本部長 2019年1月 取締役執行役員オフィスソリューション 営業本部担当兼オフィスソリューション 営業本部長 2021年3月 執行役員オフィスソリューション営業本部長 2022年2月 常務執行役員スペースソリューション事業 統括兼オフィスソリューション営業本部長 兼リノベーション営業本部長 2022年7月 常務執行役員スペースソリューション事業 統括兼スペースソリューション営業本部長 2023年3月 取締役常務執行役員スペースソリューション事 業統括兼スペースソリューション営業本部長 2023年7月 取締役常務執行役員スペースソリューション事 業部長兼スペースソリューション営業本部長 2024年12月 常務執行役員スペースソリューション事業 部長兼スペースソリューション営業本部長 2025年1月 常務執行役員スペースソリューション副事業部 長兼スペースソリューション営業本部長 2026年1月 常務執行役員スペースソリューション事業部長 兼スペースソリューション営業本部長(現任) (重要な兼職の状況) なし	4,500株
(取締役候補者としての選任理由) 当社のスペースソリューション事業部長として事業運営を統括し、 事業拡大および収益基盤の強化に取り組むなど、その役割・責務を 実効的に果たしております。これらの実績および豊富な業務経験に 加え、人格・見識ともに優れていることから、取締役として職務を 適切に遂行できるものと判断しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
5	し ぶ た に も り ひ ろ 渋 谷 守 浩 (1966年6月18日生)	<p>1986年9月 渋谷木材工業株式会社(現株式会社渋谷)取締役 株式会社渋谷代表取締役社長</p> <p>2008年11月 株式会社エスクリ執行役員建築・内装事業担当</p> <p>2013年5月 株式会社エスクリ執行役員建築・内装事業担当</p> <p>2013年6月 同社取締役兼専務執行役員建築・内装事業担当</p> <p>2015年6月 同社代表取締役副社長 株式会社渋谷代表取締役会長</p> <p>2015年7月 株式会社エスクリマネジメントパートナーズ代表取締役</p> <p>2016年4月 株式会社エスクリ代表取締役社長兼最高執行責任者 SHIBUTANIエステート・パートナーズ株式会社代表取締役会長</p> <p>2020年4月 株式会社渋谷代表取締役会長兼社長(現任)</p> <p>2020年7月 株式会社エスクリ代表取締役社長CEO(現任)</p> <p>2024年6月 SHIBUTANIエステート・パートナーズ株式会社代表取締役会長兼社長(現任)</p> <p>2025年3月 当社社外取締役</p> <p>2025年11月 当社取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社エスクリ代表取締役社長CEO 株式会社渋谷代表取締役会長兼社長 SHIBUTANIエステート・パートナーズ株式会社代表取締役会長兼社長</p> <p>(取締役候補者としての選任理由) 建築・内装工事・不動産等に関する豊富な知見および経営者としての幅広い経験を有しており、これらに基づき、当社事業および取締役の職務執行に対する監督・助言をいただいております。今後も引き続き専門的な観点から当社経営に対する監督・助言をいただくことを期待しております。また、人格・見識ともに優れており、取締役としての職務を適切に遂行いただいていることから、引き続き取締役として適任であると判断しております。</p>	一株

(注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。

2. 当社は、取締役候補者渋谷守浩氏が代表取締役社長CEOを務める株式会社エスクリとの間で業務提携契約を締結しております。また、同氏が代表取締役会長兼社長を務める株式会社渋谷との間には、建設工事請負契約等の取引があります。なお、その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者岡田卓哉氏の「略歴、当社における地位および担当」欄には、当社の親会社である株式会社ティーケービーにおける現在または過去10年間における業務執行者としての地位および担当を含めて記載しております。また、渋谷守浩氏の「略歴、当社における地位および担当」欄には、当社の親会社の子会社等である株式会社エスクリ、株式会社渋谷、SHIBUTANIエステート・パートナーズ株式会社および株式会社エスクリマネジメントパートナーズにおける現在または過去10年間における業務執行者としての地位および担当を含めて記載しております。
4. 取締役候補者岡田卓哉氏の当社の親会社の子会社における現在または過去10年間における業務執行者としての地位および担当のうち、前記に含まれていないものは、以下のとおりであります。

氏名	会社名	地位および担当
岡田 卓哉	株式会社メジャース (現株式会社イチガヤ)	取締役・代表取締役

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役として有用な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規

定に基づき、現行定款において取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は、取締役候補者である渋谷守浩氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏が原案どおり取締役に選任された場合は、同氏との間で同様の契約を継続する予定であります。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が会社法第423条第1項に基づき、任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合で、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項第1号および第2号の合計額を限度として会社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）を当然に免責するものとする。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。当該補欠の監査等委員である取締役については、監査等委員である取締役の員数を欠いたことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存期間といたします。また、本議案の決議の効力は、次期定期株主総会開始の時までといたします。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。
補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
かん こう いち 菅 弘 一 (1964年4月18日生)	1994年4月 検事任官 2007年4月 弁護士登録 2008年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 2009年4月 リソルテ総合法律事務所パートナー 2020年1月 虎ノ門第一法律事務所開設・同所パートナー(現任) 2020年6月 天馬株式会社社外取締役監査等委員 2023年3月 当社社外取締役監査等委員 (重要な兼職の状況) 虎ノ門第一法律事務所パートナー	一株
	(補欠の監査等委員である社外取締役候補者としての選任理由および期待される役割の概要) 検事および弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、当社のコンプライアンス体制の構築・維持ならびにコーポレートガバナンスの向上に関し、専門的見地から適切な助言をいただくことを期待するものであります。これらの理由から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。	

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 菅弘一氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。また、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
 3. 菅弘一氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記選任理由に記載の理由から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。
 4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役として有用な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、現行定款において取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は、補欠の監査等委員である取締役候補者である菅弘一氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏との間で当該契約を新たに締結する予定であります。
その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が会社法第423条第1項に基づき、任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合で、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項第1号および第2号の合計額を限度として会社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）を当然に免責するものとする。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。補欠の監査等委員である取締役候補者である菅弘一氏が、監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 6. 菅弘一氏は、2025年3月まで当社の社外取締役監査等委員でありました。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 4階 ホール4A



交通●JR（総武線）市ヶ谷駅より徒歩約2分

●東京メトロ（南北線・有楽町線）市ヶ谷駅「7番出口」より徒歩約1分

●都営地下鉄（新宿線）市ヶ谷駅「4番出口」より徒歩約2分

第 85 期 報 告 書

自 2025年 1 月 1 日

至 2025年12月31日

東京都新宿区西新宿 7 丁目 5 番20号

リリカラ株式会社

代表取締役社長執行役員 山田 俊之

事 業 報 告

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当事業年度（2025年1月1日～2025年12月31日）より、「商品見本帳に係る会計処理」に関する会計方針の変更を行っております。これに伴い、遡及処理後の数値で比較分析を行っております。詳細は、「計算書類の個別注記表」（会計方針の変更に関する注記）に記載のとおりであります。

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が進むなか景気は緩やかに回復しているものの、物価上昇や米国の対外政策動向、地政学リスクの高まりなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

インテリア業界におきましては、重要な指標である新設住宅着工戸数は、2025年4月の建築基準法・建築物省エネ法改正前の駆け込みによる大幅反動減と建築確認審査の長期化により、依然として厳しい状況となっております。

このような事業環境のなか、当社は、中期経営計画「Beyond-120」の2年目として、事業ポートフォリオの再構築、資本コストを意識した経営、人財への積極的な投資を推進いたしました。

その結果、当社の売上高は前事業年度比1.8%減の33,207百万円、営業利益は前事業年度比259.3%増の800百万円、経常利益は前事業年度比356.3%増の727百万円、当期純利益は前事業年度比370.5%増の523百万円となりました。

① インテリア事業

3月に床材見本帳“クッションフロア”、5月に壁装材見本帳“ライト”、カーテン見本帳“リエッタ”、6月に壁装材見本帳“XR”等を発行した他、壁装材見本帳“V-ウォール”、“ウィル”、“らくらくリフォーム”、床材見本帳“エルワイタイル”等を増冊発行し拡販に努めました結果、売上高は前事業年度比2.0%増の24,728百万円となり、セグメント利益は前事業年度比151.3%増の297百万円となりました。

② スペースソリューション事業

新しい働き方に対応したオフィス空間構築や、施設のバリューアップを検討する顧客企業に対し、顧客ニーズに寄り添った提案活動に注力いたしました。

この結果、売上高は前事業年度に大型案件があった影響により前事業年度比22.1%減の7,431百万円となりましたが、利益率の改善により、セグメント利益は前事業年度比174.5%増の352百万円となりました。

③ 不動産投資開発事業

当社開発第一号物件のリリーフォート板橋大山の販売等により、売上高は1,046百万円（前事業年度は19百万円）、セグメント利益は150百万円（前事業年度はセグメント損失24百万円）となりました。

1-2. 資金調達等についての状況（重要なものに限る。）

(1) 資金調達

特記すべき事項はありません。

(2) 設備投資

特記すべき事項はありません。

(3) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

特記すべき事項はありません。

(4) 他の会社（外国会社を含む。）の事業の譲受け

特記すべき事項はありません。

(5) 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

特記すべき事項はありません。

(6) 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

特記すべき事項はありません。

1-3. 直前三事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	2022年12月期 (第82期)	2023年12月期 (第83期)	2024年12月期 (第84期)	2025年12月期 (第85期) 当事業年度
売 上 高	33,253,479	32,770,286	33,803,196	33,207,091
営 業 利 益	1,622,709	1,440,229	222,830	800,612
経 常 利 益	1,591,010	1,414,352	159,479	727,684
当 期 純 利 益	961,556	929,820	111,166	523,018
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	78円21銭	75円63銭	9円03銭	42円46銭
総 資 産	21,094,764	20,169,771	20,138,799	20,315,503
純 資 産	7,708,159	8,538,592	8,129,053	8,122,418
1 株 当 た り 純 資 産 額	626円94銭	694円48銭	659円94銭	659円45銭

(注) 第85期における会計方針の変更に伴い、第84期の財産及び損益の状況については、遡及適用後の数値をそれぞれ記載しております。なお、詳細は、「計算書類の個別注記表」(会計方針の変更に関する注記)に記載のとおりであります。

1-4. 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は依然として厳しい状況で推移するものと予想され、以下の課題を重点的に推進してまいります。

(1) インテリア事業における基盤再構築

- ・住宅リフォーム、賃貸物件のリフォーム需要等
- ・集合住宅等の大型案件の獲得強化
- ・見本帳投資の強化

(2) インテリア事業における非住宅案件の取り込み強化

- ・壁装材、床材、化粧シート等の取扱い商品群強化によるソリューション営業の推進
- ・医療福祉関係市場の重点開拓
- ・スペースソリューション事業とのシナジー効果の拡大

(3) スペースソリューション事業の強化

- ・オフィス環境分野における取引顧客の拡大
- ・企業の移転需要や「働き方改革」に伴うオフィスリニューアル需要の取り込み

(4) 不動産投資開発事業における柔軟なスキームの構築

- ・建築資材の高騰や人手不足への対応
- ・既存事業とのシナジーの強化
- ・仲介手数料、建設紹介料などの手数料収入の機会追求

1-5. 主要な事業内容

- (1) インテリア事業 ……………壁装材、カーテン、床材を中心とする内装材商品の仕入及び販売を行っており、主として当社独自で開発した商品「リリカラ」をメーカーに製造委託し、代理店あるいは一部内装工事業者等に販売しております。
- (2) スペースソリューション事業……………オフィス空間及び施設のインテリア設計・施工、プロジェクト管理、家具、間仕切、事務用品等の提案・販売、不動産売買・賃貸の仲介業務を行っております。
- (3) 不動産投資開発事業 ……………買取再販を通して不動産価値の最大化を図る「バリューアッド事業」、多様なアセットタイプの開発を行う「開発事業」、都心の集合住宅・オフィスなど、市場ニーズに対応した物件の保有・賃貸を行う「不動産賃貸事業」の3つの事業を行っております。

1-6. 主要な営業所等及び使用人の状況

(1) 主要な営業所等（2025年12月31日現在）

本 社 東京都新宿区西新宿 7 丁目 5 番20号
 営 業 所 インテリア事業
 札幌支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、大阪支店
 （大阪市）、広島支店（広島県廿日市市）、九州支店
 （福岡市）
 スペースソリューション事業
 スペースソリューション事業（東京都港区）
 流通センター インテリア事業
 東京流通センター（東京都品川区）、東大阪流通セン
 ター（大阪府東大阪市）

(2) 使用人の状況（2025年12月31日現在）

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
545 (160)	43.0	16.0

セグメントの名称	従業員数(人)
インテリア事業	392 (149)
スペースソリューション事業	117 (9)
不動産投資開発事業	2 (-)
全社（共通）	34 (2)
合計	545 (160)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であります。
 2. パートタイマー及びアルバイトを含む臨時雇用者数は、当事業年度の平均人員（1日8時間換算）を（ ）内に外書で記載しております。

1-7. 重要な親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
株式会社ティーケービー	16,402百万円	53.1%	営業上の取引

1-8. 主要な借入先及び借入額（2025年12月31日現在）

借 入 先	期 末 借 入 残 高(千円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,058,422
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	546,200
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	343,600
株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行	300,000
株 式 会 社 り そ な 銀 行	264,750
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	82,529
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	65,000

1-9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な使命と考え、単年度の経営成績に左右されず、中長期的な経営成績や投資計画に基づき安定した配当を実施してまいりたいと考えております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり36円00銭とさせていただきます。この結果、当事業年度の配当性向は84.8%となる見込みです。

1-10. その他株式会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 株式に関する事項（2025年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 41,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,316,946株（自己株式345,154株を除く）
- (3) 当事業年度末の株主数 8,864名
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
株 式 会 社 テ ィ ー ケ ー ピ ー	6,529,533	53.01
株 式 会 社 本 間	228,500	1.85
リ リ カ ラ 従 業 員 持 株 会	153,888	1.24
東 京 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	120,000	0.97
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	100,300	0.81
藤 井 俊 秀	81,000	0.65
永 島 亮 太 郎	75,400	0.61
土 山 彬	52,700	0.42
楽 天 証 券 株 式 会 社	52,200	0.42
片 庭 恵	41,300	0.33

- (注) 1. 持株比率は自己株式（普通株式）345,154株を控除して算出しております。
2. 持株比率は、小数点第三位を切捨てて、小数点第二位まで表示しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 当社の会社役員に関する事項（2025年12月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
山田俊之	代表取締役社長執行役員	
末松博貴	取締役副社長執行役員 インテリア事業部長	
岡田卓哉	取締役副社長執行役員 インテリア営業本部担当	
平山雅也	取締役専務執行役員 コーポレート本部長	
高木寛	取締役	株式会社ティーケーピー執行役員 内部統制担当 株式会社ノバレーゼ取締役
渋谷守浩	取締役	株式会社渋谷代表取締役会長兼社長 株式会社エスクリ代表取締役社長CEO SHIBUTANIエステート・パートナーズ 株式会社代表取締役会長兼社長
坂本晋	取締役 常勤監査等委員	
原井武志	取締役 監査等委員	原井武志公認会計士事務所代表 監査法人Growthパートナー
内田るみ子	取締役 監査等委員	三宅坂総合法律事務所パートナー

- (注) 1. 2025年3月28日開催の第84回定時株主総会において、山田俊之、末松博貴、岡田卓哉、平山雅也及び高木寛の各氏が取締役（監査等委員である取締役を除く。）に再選され、また、渋谷守浩氏は取締役（監査等委員である取締役を除く。）に新たに選任され就任いたしました。
2. 2025年3月28日開催の第84回定時株主総会において、原井武志氏が取締役監査等委員に再選され、また、坂本晋氏、内田るみ子氏は取締役監査等委員に新たに選任され就任いたしました。
3. 2025年3月28日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）石原一裕氏、取締役監査等委員増子文明氏、伊東亜矢子氏、菅弘一氏は任期満了により退任いたしました。
4. 取締役監査等委員内田るみ子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役監査等委員原井武志氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、坂本晋氏を常勤の監査等委員として選定しております。
7. 取締役原井武志氏、内田るみ子氏の2名は、社外取締役であります。
8. 当社は、社外取締役原井武志氏、内田るみ子氏の2名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
9. 取締役渋谷守浩氏は、2025年11月14日付で業務執行取締役役に就任している兼職先の会社が、当社の親会社の子会社（兄弟会社）となったため、社外性を喪失しております。

(2) 責任限定契約に関する事項

(責任限定契約の内容の概要)

当社は、取締役として有用な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、現行定款において取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。

これに基づき、取締役である渋谷守浩氏、取締役常勤監査等委員である坂本晋氏、および、社外取締役監査等委員である原井武志氏、内田のみ子氏の4名は、当社との間で、責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が会社法第423条第1項に基づき、任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合で、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項第1号及び第2号の合計額を限度として会社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）を当然に免責するものとする。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

(役員等賠償責任保険契約の内容の概要)

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

(監査等委員でない取締役の報酬)

基本方針

当社は、2024年2月22日の取締役会決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るため、取締役に対するインセンティブとして機能するよう株主利益と連動した報酬体

系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみ支払うこととします。

基本報酬（金銭報酬）

基本報酬は月例の固定報酬とし、報酬額については、株主総会の決議によって決定した報酬限度額内において、当社の業績や各役割に応じた貢献度合いのほか、他社水準等を考慮しながら総合的に勘案し、取締役会で合議の上決定します。

株式報酬（非金銭報酬等）

非金銭報酬等は譲渡制限付株式を付与するものとし、対象取締役の職位を基準として、担当職務や当社の経営状況等を総合的に勘案し、株主総会の決議によって決定した限度額および割り当てる株式の総数の限度内において、支給の有無および額を決定します。当該株式報酬を支給する場合は、毎年一定の時期に支給します。なお、当該株式報酬の支給額および支給時期については、取締役会で合議の上決定します。

各報酬等の割合の決定方針

基本報酬および株式報酬の金額割合は、当該各報酬等の特性を踏まえて、当社の企業価値向上および業績向上に寄与するために適切な割合とします。なお、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等は、上記手続に従って決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

（監査等委員である取締役の報酬）

監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会の決議によって決定した報酬限度額内において、監査等委員である取締役の協議により決定します。

なお、株主総会の決議による役員の報酬限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）につき月額10,000千円以内（2021年3月30日開催第80回定時株主総会決議。ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当額を除く。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は2名。）、監査等委員である取締役につき月額5,000千円以内（2021年3月30日開催第80回定時株主総会決議。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名。）としております。また、上記の報酬枠とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための金銭債権の報酬は、年額50百万円以内、発行又は処分される当社の普通株式の総数は年5万株以内（2024年3月28日開催第83回定時株主総会

決議。ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当額を除く。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は4名。）としております。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対する退任時の慰労金は支給しません。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連 動報酬 等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	79,597 (1,500)	76,586 (1,500)	－ (－)	3,011 (－)	5 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	22,800 (15,300)	22,800 (15,300)	－ (－)	－ (－)	6 (5)
合 計 （うち社外役員）	102,397 (16,800)	99,386 (16,800)	－ (－)	3,011 (－)	11 (6)

(注) 1. 上表の取締役の員数が当事業年度末日の取締役の員数と相違しておりますのは、2025年3月28日をもって退任した取締役4名（うち社外役員4名）を含み、無報酬の取締役2名（うち社外役員1名）を除いているためであります。

なお、渋谷守浩氏は、2025年11月14日付で業務執行取締役に就任している兼職先の会社が、当社の親会社の子会社（兄弟会社）となったため、社外性を喪失しております。

2. 非金銭報酬等の内容は以下の通りです。

- (1) 当社の株式であり、割当ての際の条件等は「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
- (2) 業務を執行する事務所等に通勤可能な社宅の提供であり、当該社宅賃料から当社当社指定の基準に基づく社宅使用料を徴収した残りの金額を報酬としたものです。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社との関係

区 分	氏 名	兼職先法人等名	兼職先での地位
取締役	渋谷 守 浩	株式会社渋谷	代表取締役会長 兼社長
		株式会社エスクリ	代表取締役社長 CEO
		SHIBUTANIエステート・ パートナーズ株式会社	代表取締役会長 兼社長
取締役 監査等委員	原 井 武 志	原井武志公認会計士事務所	代表
		監査法人Growth	パートナー
取締役 監査等委員	内田るみ子	三宅坂総合法律事務所	パートナー

(注) 当社は、取締役渋谷守浩氏が代表取締役社長CEOを務めております株式会社エスクリとの間で業務連携契約を締結しており、また同氏が代表取締役会長兼社長を務めております株式会社渋谷との間に建設工事請負契約等の取引があります。その他の社外取締役の各兼職先法人等と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

なお、渋谷守浩氏は、2025年11月14日付で業務執行取締役就任している兼職先の会社が、当社の親会社の子会社(兄弟会社)となったため、社外性を喪失しております。

② 各社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	渋谷 守 浩	2025年3月28日就任以降の当事業年度中に開催された取締役会12回のうち11回に出席しております。議案審議等に必要な発言を、経営的な見地から適宜行っております。
取締役 監査等委員	原 井 武 志	当事業年度中に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席しております。議案審議等に必要な発言を、主に公認会計士としての専門的見地から適宜行っております。
取締役 監査等委員	内田るみ子	2025年3月28日就任以降の当事業年度中に開催された取締役会12回の全てに、また、監査等委員会11回の全てに出席しております。議案審議等に必要な発言を、主に弁護士としての専門的見地から適宜行っております。

(注) 渋谷守浩氏は2025年11月14日付で業務執行取締役に就任している兼職先の会社が、当社の親会社の子会社(兄弟会社)となったため、社外性を喪失しておりますので、同日までの社外取締役としての活動状況を記載しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(注) 当社の会計監査人でありました清陽監査法人は、2025年3月28日開催の第84期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 会計監査人の報酬等の額及び監査等委員会が同意した理由

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 50,750千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 50,750千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて確認した上で、会計監査人の報酬等について同意しております。

3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、監査受託のための調査業務についての対価を支払っております。

4. 上記以外に、前任会計監査人である清陽監査法人に対し、引継ぎ業務に係る報酬として、1,000千円を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等においては、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任の方針に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

6-1. 決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制を整備・推進するにあたり、会社法に基づく内部統制システムの基本方針として、取締役会において以下のとおり決議しております。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるため、「企業行動原則」「コンプライアンス規程」をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を行動規範とする。

その徹底を図るため、代表取締役社長執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。

また、総務部を中心に取締役（監査等委員である取締役を除く。）・使用人に対して教育等を行う。内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの結果は定期的に取締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。法令上疑義がある行為等について使用人が直接情報提供を行える手段として「内部通報規程」に基づく通報・相談窓口体制を設置・運営する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る決裁結果を稟議書等の文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、コーポレート本部長が責任を持って保存する。取締役は、文書取扱規程により常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制を明確化するために、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長執行役員を委員長とするリスク管理委員会を設置する。委員会は、コンプライアンス、災害、品質、個人情報、情報セキュリティ及びシステムトラブル等それぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い取締役会に報告する。内部監査室は各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基

礎として、取締役会を月一回定期的に開催するほか、適宜臨時に開催する。

- ② 代表取締役社長執行役員その他の執行役員（監査等委員でない常勤取締役を含む。）による、経営会議を原則月一回以上開催し、社内規程に基づき、審議のうえ執行に関する決議を行う。
- ③ 組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程を整備し、各役職者の権限と責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。

(5) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、内部監査室員等から監査等委員会の職務を補助すべき使用人を指名する。

(6) 前項の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の前項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けないものとする。また、当該使用人の人事（異動、評価、懲戒等）に関しては、事前に監査等委員会の同意を得るものとし、必要な場合は監査等委員会が代表取締役社長執行役員に対して変更を申し入れることができるものとする。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、職務執行に関して重要な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告しなければならない。
- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく監査等委員会に報告する。

(8) **監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いもしてはならないものとし、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

(9) **監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い若しくは償還又は債務の弁済の請求をしたときは、その職務の執行に必要なこと明らかに認められる場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

(10) **その他の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 代表取締役社長執行役員は、監査等委員と定期的に会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとする。
- ② 取締役会は、業務の適正性を確保するうえで、重要な業務執行の会議への監査等委員の出席を確保する。
- ③ 監査等委員会は、独自に、必要に応じて、弁護士、公認会計士その他の外部のアドバイザーを活用し、監査等委員の業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとする。
- ④ 内部統制システムに係る監査の実施基準に基づいて、内部統制システムが、会社及びその属する企業集団に想定されるリスクのうち、会社に著しい損害を及ぼすおそれのあるリスクに対応していないと認めた場合には、監査等委員会は、内部統制システムの不備として、内部監査部門に対して適時に指摘を行い、必要に応じて代表取締役社長執行役員または取締役会に対して助言、勧告その他の適切な措置を講じるものとする。

(11) **財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行うものとする。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要なら是正を行うものとする。

(12) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① 当社は、「企業行動原則」「コンプライアンス規程」に、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たない旨を明記し、取締役及び使用人その他会社の業務に従事するものに対し、啓発活動を継続的に実施するものとする。
- ② 反社会的勢力の排除に向けて、コーポレート本部総務部を対応窓口とし、「コンプライアンス委員会」と連携して対応するものとする。
- ③ 反社会的勢力からの不当な要求に接したときは、外部機関（警察、顧問弁護士等）と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応するものとする。

6-2. 運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に沿って内部統制システムを整備し運用を行っております。当事業年度の内部統制システムの整備・運用状況について評価を行った結果、業務の実情に応じて諸手続の見直しが行われており、上記の基本方針に基づいて適切に内部統制システムが整備・運用されていることを確認しております。なお、その概要を記すと次のとおりとなります。

- (1) 取締役会を14回開催し、経営方針の策定等、経営に関する重要事項を決定し、月次の経営成績を検討するとともに法令・定款への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。また経営会議を13回開催しており、審議のうえ執行決議を行いました。
- (2) 監査等委員会を13回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、取締役会をはじめとする重要会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守についての監査を行いました。
- (3) コンプライアンス委員会を4回、リスク管理委員会を4回開催し、取締役・監査等委員・各部門責任者より、コンプライアンスの徹底、リスクの未然防止について全社的な情報共有を行いました。
- (4) 監査等委員と会計監査人、内部監査室は適宜情報交換を行っており、内部統制の不備については早期に是正を求め、是正状況の進捗を確認しております。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	16,955,414	流動負債	10,489,156
現金及び預金	3,976,298	支払手形	5,263
受取手形	301,814	電子記録債務	2,663,478
電子記録債権	2,237,192	買掛金	4,860,546
売掛金	4,785,630	短期借入金	774,703
契約資産	117,514	1年内返済予定の	
商 品	2,976,847	長期借入金	504,933
販売用不動産	541,797	リース債務	39,958
仕掛販売用不動産	505,813	未払金	404,706
未成工事支出金	158,809	未払消費税等	171,465
貯 蔵 品	74,868	未払費用	179,832
前 渡 金	4,288	未払法人税等	272,999
前払費用	126,705	契約負債	51,094
見本帳製作仮勘定	449,063	預り金	85,605
未収入金	687,131	前受収益	3,612
その他の他	13,882	賞与引当金	331,842
貸倒引当金	△2,245	見本帳購入等	139,113
固定資産	3,360,088	固定負債	1,703,927
有形固定資産	1,395,819	長期借入金	1,380,865
建 物	278,158	リース債務	46,975
構 築 物	338	退職給付引当金	137,956
機械及び装置	37,600	資産除去債務	92,678
車両運搬具	2,347	そ の 他	45,452
工具、器具及び備品	50,352	負債合計	12,193,084
土 地	973,432	純資産の部	
リース資産	53,589	株 主 資 本	8,064,826
無形固定資産	205,317	資 本 金	3,335,500
ソフトウェア	164,486	資 本 剰 余 金	2,375,902
電話加入権	10,166	資 本 準 備 金	2,362,793
リース資産	30,664	その他資本剰余金	13,109
投資その他の資産	1,758,951	利 益 剰 余 金	2,410,214
投資有価証券	164,934	その他利益剰余金	2,410,214
出 資 金	4,815	繰越利益剰余金	2,410,214
破産更生債権等	50,824	自 己 株 式	△56,791
繰延税金資産	189,068	評価・換算差額等	57,592
差入保証金	1,399,941	その他有価証券評価差額金	57,592
その他の他	192	純資産合計	8,122,418
貸倒引当金	△50,824	負債純資産合計	20,315,503
資産合計	20,315,503		

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2025年1月1日)
(至 2025年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高	26,316,319	33,207,091
商 品 売 上 高	5,834,528	
完 成 工 事 売 上 高	1,046,892	
不 動 産 売 上 高	9,350	
そ の 他 の 売 上 高		
売 上 原 価	16,860,213	22,087,284
商 品 売 上 原 価	2,979,009	
商 品 期 首 棚 卸 高	17,194,332	
当 期 商 品 仕 入 高	20,173,341	
合 計	336,279	
見 本 帳 製 作 等 振 替	2,976,847	
商 品 期 末 棚 卸 高	4,328,108	
完 成 工 事 原 価	891,242	
不 動 産 売 上 原 価	7,718	
そ の 他 の 売 上 原 価		
売 上 総 利 益	9,456,106	11,119,807
商 品 売 上 総 利 益	1,506,419	
完 成 工 事 売 上 総 利 益	155,650	
不 動 産 売 上 総 利 益	1,631	
そ の 他 の 売 上 総 利 益		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,506,419	800,612
営 業 外 利 収 益	155,650	
受 取 配 当 金	4,852	51,344
受 取 配 当 金	6,613	
不 動 産 賃 貸 料 金	20,730	
取 保 険 配 当 金	10,815	
雑 収 入	8,333	
営 業 外 費 用	33,882	124,273
支 払 利 息	12,052	
手 形 売 却 損 失	53,201	
電 子 記 録 債 権 売 却 費	23,441	
不 動 産 賃 貸 費	1,694	
雑 損 失		
特 別 利 益	150,865	727,684
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益	33,255	33,255
特 別 利 益		
特 別 利 益	150,865	150,865
特 別 利 益		
特 別 利 益		

株主資本等変動計算書

(自 2025年1月1日)
(至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	3,335,500	2,362,793	13,109	2,375,902
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額				
会計方針の変更を反映 した当期首残高	3,335,500	2,362,793	13,109	2,375,902
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				—
当 期 純 利 益				—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	3,335,500	2,362,793	13,109	2,375,902

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	2,590,879	2,590,879	△56,791	8,245,491
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	△260,237	△260,237		△260,237
会計方針の変更を反映 した当期首残高	2,330,642	2,330,642	△56,791	7,985,253
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	△443,446	△443,446		△443,446
当 期 純 利 益	523,018	523,018		523,018
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	79,572	79,572	—	79,572
当 期 末 残 高	2,410,214	2,410,214	△56,791	8,064,826

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	143,799	143,799	8,389,291
会計方針の変更による 累積的影響額			△260,237
会計方針の変更を反映 した当期首残高	143,799	143,799	8,129,053
当期変動額			
剰余金の配当		—	△443,446
当期純利益		—	523,018
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△86,207	△86,207	△86,207
当期変動額合計	△86,207	△86,207	△6,634
当期末残高	57,592	57,592	8,122,418

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

■重要な会計方針に係る事項に関する注記

重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

壁装材等内装材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

事務用品等 最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

未成工事支出金 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

販売用不動産、仕掛販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）
なお、賃貸等による収入が発生している販売用不動産に関しては、有形固定資産に準じて減価償却を行っております。

貯蔵品

見本帳 総平均法による原価法

商品ラベル等 最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法によっております。

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 38年～47年

工具、器具及び備品 5年～15年

無形固定資産 定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度の賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
工事損失引当金	請負工事契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から翌事業年度から費用処理することとしております。 なお、上記のほか、2003年3月31日に適格退職年金制度を廃止したことに伴い、廃止時における退職一時金額を確定し、年金資産を従業員に分配するとともに、年金資産が退職一時金額に不足する場合の不足額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 商品の販売

当社では、主に壁装材、カーテン、床材を中心とする内装材商品、オフィス家具、事務用品等の販売を行っております。これらの商品の支配が顧客に移転した時点で、当該商品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。また、一部商品の販売については、当社で在庫を持たず、代理人として取引を行っていると判断しております。顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

② 工事契約

当社では、施工を伴う製品販売並びに据え付け業務及び内装工事等の請負工事契約を顧客と締結しております。一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づ

づき収益を一定の期間にわたり認識し、期間がごく短い工事については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りは、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）により算出しております。

③ 不動産の売買及び賃貸

不動産開発事業においては、集合住宅・オフィスビルの開発、賃貸、販売等を行っており、顧客との契約に基づき不動産を賃貸する義務、及び不動産の引き渡しを行う義務等を負っております。

顧客に対して不動産を引き渡す義務等については、顧客との不動産売買契約に定められた引渡時に収益を認識しております。

なお、当社が保有する物件に関して顧客と締結する賃貸借契約の収益認識におきましては「リース取引に関する会計基準」（企業会計 基準第13号 2007年3月30日）等に基づき収益を認識しております。

(6) 商品見本帳の会計処理

製作完了前の商品見本帳にかかる製作費用は、流動資産「見本帳製作仮勘定」として計上しており、製作完了後の商品見本帳にかかる製作費用の処理は、商品見本帳を販売代理店等へ配布した時点で一括して費用計上し、未配布の商品見本帳の製作費用は流動資産「貯蔵品」に含めて計上しております。

■会計方針の変更に関する注記

当社のインテリア事業においては、従来、定期的に改訂を行う商品見本帳の製作費用を投資その他の資産「長期前払見本帳費」として計上し、商品見本帳の改訂時から次期改訂時までの期間に応じ均等償却を行ってまいりましたが、当事業年度より商品見本帳を販売代理店等へ配布した時点で一括して費用計上する方法に変更いたしました。また、未配布の商品見本帳の製作費用は流動資産「貯蔵品」に含めて計上する方法に変更いたしました。さらに製作完了前の商品見本帳にかかる製作費用は、投資その他の資産「見本帳製作仮勘定」として表示してまいりましたが、流動資産「見本帳製作仮勘定」として表示する方法に変更いたしました。

この変更は、近年の広告手法や販売手法が見本帳主体からインターネットを含む複合的なものに多様化していることに加え、2024年2月に公表した中期経営計画においてデジタルとリアル見本帳のハイブリッド化によるマーケティング戦略を実行する方針としたことを踏まえ、変更したものであります。

この結果、当事業年度の期首の純資産に遡及適用による累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は260,237千円減少しております。

■表示方法の変更に関する注記

損益計算書関係

前事業年度まで区分掲記しておりました営業外費用の「支払手数料」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外費用の「雑損失」に含めて表示しております。

なお、当事業年度の「雑損失」に含まれる「支払手数料」は750千円であります。

前事業年度まで営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「受取保険配当金」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より区分掲記いたしました。

なお、前事業年度の「受取保険配当金」は1,980千円であります。

■会計上の見積りに関する注記

1. 一定の期間にわたり収益を認識する方法による収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり収益を認識する方法による
完成工事高（未完成工事） 106,831千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

完成工事高の計上は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

一定の期間にわたり履行義務が充足される契約に係る工事原価総額の見積りに用いた主要な仮定は、工程の見通しや外注費項目等であります。

一定の期間にわたり収益を認識するにあたっては、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度に基づいて計上しておりますが、工事原価総額の見積りには一定の不確実性が伴うことから、見積りの見直しが必要となった場合には翌事業年度の業績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 商品の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品 2,976,847千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品の貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

商品については過去の販売実績及び見本帳改訂予定時期等を考慮した基準に基づき将来の販売見込み数量を仮定し、これを超える数量について帳簿価額を切り下げしておりますが、経済環境等の変化により、見積額の前提とした仮定に変更が生じた場合には翌事業年度の業績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 販売用不動産等の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

販売用不動産	541,797千円
仕掛販売用不動産	505,813千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

販売用不動産及び仕掛販売用不動産（以下、「販売用不動産等」という。）の貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げ方法により算定しております。期末時点の販売予定価格から見積追加原価及び見積販売直接経費を控除した正味売却価額が簿価を下回る場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、正味売却価額と簿価との差額を売上原価（棚卸資産評価損）に計上する方針です。

販売用不動産等の評価は、個別物件ごとに事業計画に基づき行っております。

正味売却価額のうち、販売予定価格については、近隣物件の成約状況及び期末における販売状況等を勘案して見積りを行っております。また、見積追加原価及び見積販売直接経費については、契約書又は見積書等の金額を基礎に見積りを行っております。

なお、実際の販売価格、施工追加費用、仲介手数料その他の販売直接経費は、契約条件、販売時期、地価動向、施工状況などにより変動する可能性があります。そのため、見積りの前提が変更された場合には、販売用不動産の帳簿価額や売上原価に影響を及ぼす可能性があります。

■貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

仕掛販売用不動産	311,096千円
建物	70,742千円
土地	441,249千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	137,424千円
一年内返済予定の長期借入金	462,910千円
長期借入金	1,380,865千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,941,227千円

3. 金融機関休業日満期手形

金融機関休業日満期手形については、手形交換日に入出金の処理を行う方法によっておりますが、事業年度末日が金融機関の休業日に当たるため、同日満期手形が次のとおり期末残高に含まれております。

受取手形	11,831千円
電子記録債権	104,479千円
電子記録債務	12,510千円

4. 電子記録債権割引高 363,636千円

■損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	187,237千円
その他の営業取引	2,412千円

2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております

主な用途	種類	場所	減損損失の金額（千円）
インテリア 事業用資産	建物、機械及び装置、 工具、器具及び備品、 ソフトウェア	東北地区	9,592
		中四国地区	23,663

管理会計上の区分である事業別、地区別を基礎として資産グループを決定しております。

インテリア事業用資産については、将来の回収可能性を検討した結果、将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスとなるため、使用価値を零としております。

なお、減損損失の内訳は、以下のとおりであります。

種	類	減損損失の金額（千円）
建	物	5,449
機	械 及 び 装 置	13,332
工	具、器具及び備品	5,103
ソ	フ ト ウ ェ ア	9,369
	計	33,255

■株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	12,662,100	—	—	12,662,100
合計	12,662,100	—	—	12,662,100
自己株式				
普通株式	344,154	1,000	—	345,154
合計	344,154	1,000	—	345,154

(注) 自己株式の増加1,000株は、譲渡制限付株式報酬の無償取得によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	443,446千円	36.00円	2024年12月31日	2025年3月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2026年3月27日開催の第85回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	443,410千円	36.00円	2025年12月31日	2026年3月30日

■税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	352,018千円
減損損失	161,132千円
商品評価損	145,653千円
賞与引当金	101,610千円
資産除去債務	29,212千円
差入保証金評価損	26,238千円
未払事業税	21,890千円
廃番品見切損	20,755千円
貸倒引当金	16,727千円
賞与引当金法定福利費	14,906千円
未払事業所税	9,788千円
フリーレント賃借料	5,815千円
その他	23,127千円
繰延税金資産小計	928,877千円
評価性引当額	△707,949千円
繰延税金資産合計	220,927千円
繰延税金負債	
其他有価証券評価差額金	24,770千円
その他	7,088千円
繰延税金負債合計	31,859千円
繰延税金資産の純額	189,068千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因となった主な原因別の内訳

法定実効税率	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9%
住民税均等割額	5.4%
評価性引当額の増減	3.6%
税率変更による影響額	△2.4%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.1%

■リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、自動倉庫設備の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

■金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、また、資金調達を行う場合には銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び電子記録債権並びに売掛金、また未収入金は取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金のうちゴルフ会員権は、市場価格の変動リスクに晒されております。また、差入入居保証金は貸主、営業保証金は差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び電子記録債務並びに買掛金、また未払金、見本帳購入等電子記録債務は、そのほとんどが6ヶ月以内に支払期日の到来するものであります。

短期借入金、長期借入金並びにリース債務は、主に運転資金及び設備投資等に係る資金調達を目的にしたものであり、償還日は最長で決算日後4年9ヶ月であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

外部信用調査機関の信用情報等を活用した与信管理を行うとともに、取引先ごとの期日管理及び残高管理等を行っております。

② 市場リスクの管理

定期的な時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画の作成及び更新をするとともに、手許流動性の維持などによりリスク管理をしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 投資有価証券	134,784	134,784	—
(2) 破産更生債権等 貸倒引当金(※3)	50,824 △50,824	—	—
(3) 差入保証金	1,399,941	1,171,155	△228,785
資産計	1,534,725	1,305,940	△228,785
(1) 長期借入金(※4)	1,885,798	1,879,726	△6,072
(2) リース債務(※5)	86,933	86,230	△703
負債計	1,972,732	1,965,957	△6,775

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「未収入金」、「支払手形」、「電子記録債務」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払消費税等」、「未払法人税等」、「預り金」、「見本帳購入等電子記録債務」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	30,149
出資金	4,815

(※3) 破産更生債権等については個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※4) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※5) 1年内返済予定のリース債務を含めております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	134,784	—	—	134,784
資産計	134,784	—	—	134,784

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	1,171,155	—	1,171,155
破産更生債権等	—	—	—	—
資産計	—	1,171,155	—	1,171,155
長期借入金	—	1,879,726	—	1,879,726
リース債務	—	86,230	—	86,230
負債計	—	1,965,957	—	1,965,957

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

主な差入保証金は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

破産更生債権等

担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

■収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額	損益計算書 計上額
	インテリア 事業	スペース ソリューション 事業	不動産投資 開発事業	計		
売上高						
一時点で移 転される財	24,728,233	6,645,081	1,015,778	32,389,093	—	32,389,093
一定の期間 にわたり移 転される財	—	786,883	—	786,883	—	786,883
顧客との契 約から生じ る収益	24,728,233	7,431,964	1,015,778	33,175,977	—	33,175,977
その他の収 益	—	—	31,114	31,114	—	31,114
外部顧客へ の売上高	24,728,233	7,431,964	1,046,892	33,207,091	—	33,207,091
セグメント 間の内部売 上高又は振 替高	—	—	33,310	33,310	△33,310	—
計	24,728,233	7,431,964	1,080,202	33,240,401	△33,310	33,207,091

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 重要な会計方針(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は、財又はサービスを顧客に移転する当社の義務に対して、当社が顧客から対価を受け取ったもの又は対価を受け取る期限が到来しているものであり、契約負債のうち主なものは、不動産投資開発事業において顧客との売買契約に基づき顧客から受領した手付金等の前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

■持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

■関連当事者との取引に関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

■1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	659円45銭
2. 1株当たり当期純利益	42円46銭

■重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

リリカラ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉原 伸太郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後藤 久美子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リリカラ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えることと合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第85期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月20日

リリカラ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 坂本 晋 ㊟

監査等委員（社外） 原井 武志 ㊟

監査等委員（社外） 内田 るみ子 ㊟

以上

